

問い合わせ先
担当課 子ども青少年局 子ども青少年育成部
子ども育成課
担当者 赤銅、松山
直通 072-228-7457
内線 3320、3327
FAX 072-228-8341

令和4(2022)年度以降の成人式の対象年齢について

民法改正により令和4(2022)年4月、成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、成人式の対象年齢等に関する調査を行い、検討した結果、令和4年度(令和5年1月実施)以降の式典について、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象者 当該年度中に20歳になる人
2. 開催日 成人の日(1月第2月曜日、祝日)
3. 名称 「20歳」を用いた新名称に変更

＜方針の参考とした調査結果等＞

- (1)堺市立堺高等学校、大阪府立三国丘高等学校の協力を得て、本市が調査した結果、約9割が「年齢は20歳」、「開催日は成人の日」を希望。また、各区成人式若者実行委員、各区青少年指導員への調査でも、同様の結果となった。
- (2)法務省「成人式の時期や在り方等に関する分科会」で提示された資料において、同様の結果が示されている。

(参考)

※なお、調査において20歳を選択した理由は主に次の2点によるものです。

- ① 18歳は大学等の受験または就職決定の時期にあたり、進路決定の重要な時期で、進学や就職を控えた本人や保護者に負担がかかるため。
- ② 飲酒や喫煙の年齢制限は従前どおり20歳であるため。